

令和5年1月

入札参加者 各位

### 現場代理人の兼務について

標記について、下記のとおり、現場代理人の兼務を認め、現場への常駐義務を緩和することにしたので、お知らせします。

なお、兼務可能な工事案件の確認については、契約検査課までお問い合わせください。

### 記

#### 1 現場代理人の兼務ができる工事

- ・石岡市発注の2件の工事（随意契約含む）でどちらも予定価格が4,000万円未満（税込）の工事であること
- ・石岡市内の国、県の工事と現場代理人を兼務させる場合、発注機関の承諾を得ること

#### 2 兼務の届出

現場代理人を兼務する場合、受注者は兼務する工事の位置図、工程表を添付の上、別紙「現場代理人の兼務届」を工事発注担当課長及び契約検査課長に届け出ること

#### 3 兼務の留意事項

- ・一方の現場へ偏ることがないように管理できること
- ・常駐しない現場へ受注者が直接的雇用する社員を連絡員として配置し、現場代理人と連絡が常に取れること
- ・事故の発生等により石岡市が現場代理人の兼任が不相当であると判断した場合、兼任を解除し、現場代理人を配置する
- ・工事によって発注担当課の判断により兼務を認めない場合がある

#### 4 適用

令和5年1月1日以降に契約を締結する建設工事に適用する

※現場代理人となれる者は、これまでと同様、受注者と直接的雇用関係があることが要件となります。

石岡市総務部契約検査課  
電話 0299-23-1111 内線 7233